

2021年10月28日

＜石川＞七尾市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との 包括的地域連携に関する協定の締結について

七 尾 市
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

七尾市（市長：茶谷 義隆）と北陸電力株式会社（理事 七尾支店長：中村 節夫）及び北陸電力送配電株式会社（執行役員 石川支社長：木村 博喜）は、本日、包括的地域連携に関する協定を締結いたしました。

本協定は、七尾市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展の推進に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 産業・観光振興・にぎわい創出に関すること
2. 地域の安全・安心、災害対策に関すること
3. 環境・地域エネルギーに関すること
4. 定住者の促進に関すること

＜別紙1＞ 包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

＜別紙2＞ 包括的地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

七 尾 市：総務部 企画財政課
（電話）0767-53-1117
北陸電力(株)：七尾支店総務担当
（電話）0767-53-0203

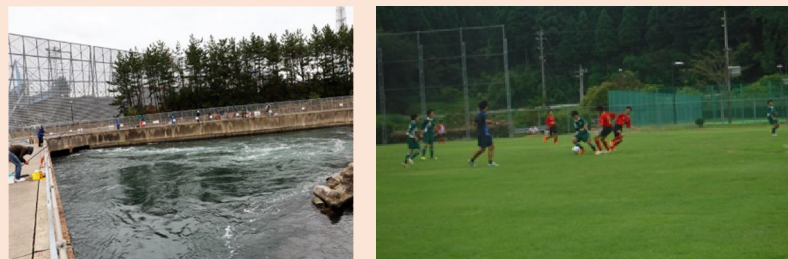
七尾市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

令和3年10月28日
七尾市
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

七尾市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は「包括的地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的として、以下の4つの連携事項について検討・推進して参ります。

1. 産業・観光振興・にぎわい創出に関すること

- 地元特産品の斡旋協力
- 観光振興への協力
- にぎわい創出への協力支援
- 地域イベント等への協力



七尾大田火力施設開放



みなと祭りへの参加

観光振興への協力

3. 環境・地域エネルギーに関すること

- 脱炭素に向けた取組みへの支援
- 省エネルギー促進への協力
- エネルギーに関する教育・啓発活動の実施
- 環境美化・環境保全活動への協力



再生可能エネルギー等の促進

省エネコンサル



森に恩返し活動

出前授業

2. 地域の安全・安心, 災害対策に関すること

- 災害時における情報連絡や相互連携
- 災害発生時の電源確保に関する相互連携
- 子どもや高齢者の見守り活動への協力
- 安全, 安心して生活できるまちづくりへの相互協力



災害時の停電復旧作業

子ども 110 番の車



防犯カメラ設置

空き家あんしんサポート

4. 定住者の促進に関すること

- 地域連携による取組み支援
- 移住者に対する支援
- 担い手づくりへの協力
- 地域資源の保全協力



地域資源の保全協力(総社本殿)



七尾市・羽咋市・中能登町
パートナーシップ協定への協力



担い手づくりへの協力
(インターンシップ受け入れ)

七尾市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との
包括的地域連携に関する協定書(案)

別紙2

七尾市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 10 月 28 日

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

甲 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
七尾市長

（連携事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 産業・観光振興・にぎわい創出に関すること。
- (2) 地域の安全・安心、災害対策に関すること。
- (3) 環境・地域エネルギーに関すること。
- (4) 定住者の促進に関すること。

茶谷 義隆 (自署)

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行う。

乙 石川県七尾市三島町61-7
北陸電力株式会社
理事 七尾支店長

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、3者いずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

中村 節夫 (自署)

（守秘義務）

第4条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

丙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地
北陸電力送配電株式会社
執行役員 石川支社長

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

木村 博喜 (自署)